

人のうごき (49.12.1現在)

男	15,618	人
女	16,750	人
計	32,368	人
世帯数	7,729	



鉢巻をしめ悲痛な表情の参加者

集会は、勝山商工
会議所松村孝夫副会
頭が開会を宣言、議
長閉に道関泰雄勝山
織物工業協同組合理
事長、林地区同盟副

この日、雪国の初冬には珍しく快晴となった市役所前広場には、開会の午後二時から市内織物業界関係者、一般市民ら約二千人が、手に手に「繊維不況突破」の旗を掲げ、

「物価を下げろ」「雇用保険法の早期実現」「インフレを退治せよ」「中小企業をつぶすな」などと書いたムシロ旗やのぼり、横断幕、プラカードをもつて、ぞくぞく集まり、広場を埋め配られた「危機突破」に刷り込まれた鉢巻を参加者全員が締り、大会にのぞみました。

議長を選んだあと、高野市長は「国際情勢などで不況が続く見通しは全くつかない。市財政も市勤労者も大半が繊維関係に依存しているその影響は大きく、繊維の灯が消えることは市の灯が消えるのと同じである。ただ心配しているのも仕方がない。市民の総力を結集することが危機突破の糸口となる」と訴えま



経営者も勤労者も一丸となって危機突破シュプレヒコール

なぜ、飲酒運転が絶えないのでしょうか。これは飲ませる側にも、飲む側にもちよつとぐらいいい安易な考えがあるからではないでしょうか。

飲んだら絶対ハンドルを持たない。飲むなら乗らない。飲ませるなら乗らせない。この三つを全市民が心にしっかりと植えておかなければなりません。飲酒運転をした理由をみると、つきあい 三十八%、お祭りなど 十%、晩酌 九%、接待 九%、慰安 六%、となっています。

▼歩行者と自動車の事故防止
なぜ、飲酒運転が絶えないのでしょうか。これは飲ませる側にも、飲む側にもちよつとぐらいいい安易な考えがあるからではないでしょうか。

ちよいと一杯の軽い気持が飲酒運転につながるという事実から、人間の最も弱い面を暴露しています。車を運転する者は常に堅固な精神でこの社会の絶

最近、歩行者と自転車の事故が増加しています。人間優先だからといって、現代のような道路事情のなかで車のほうは人、このような状態では無理といふものでしょう。歩行者はそれなりに交通ルールを守り、我が身が自身を守ることが心におき、無理な横断や並んで歩くことなどは絶対にやめたいものです。

特に夜間は、対向車のヘッドライトの光で歩いている人がよく見えない時が多く、これが事故の原因となっていることも少なくありません。おとしよりの夜間外出はなるべく控えるようにしましょう。やむを得ない時は家族が同行するといったことをしてください。

市が先頭に立ち

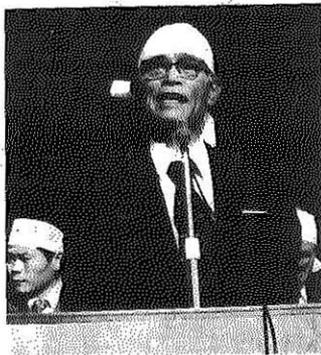
危機突破集会開く

すでに市民生活に大きな影響が出ている。未曾有の繊維不況を市民総ぐるみで乗り切ろうと市は、十二月一日午後二時から市役所前広場で「危機突破市民総ぐるみ決起集会」を開きました。「繊維は基幹産業、繊維の灯は市民生活を守る灯だ、町ぐるみで危機を突破しよう」と市内織物業界などから経営者、勤労者ら約二千人が参加、「産業危機突破」「織工賃の適正化」「雇用保険法の早期実現」など三決議案を採択、参加者全員が「危機突破」のシュプレヒコールをして氣勢をあげました。このあと高野市長を先頭に市議会議員団、参加者ら全員が市内をデモ行進し市民に危機突破をアピールしました。

消してはならない



繊維の灯は町のともしびだ!!



訴える高野市長

などして、生産実績の四十%だけを市場へ出すことで話をすすめている」と業界の動きを説明、勤労者を代表して太田秀一地区同盟議長は「市内には繊維関係に働く人が六千人おり、うち約十%が解雇などで失業している。更に増えることも予想されている」と労働者の窮状を訴えました。

参加者は、これらの報告にうなずきながら、なんとしても危機を突破しなければと決意を新たにしていました。

続いて議事に入り、織物製造業会から「産業危機突破に関する決議案」を荒井由二ケイチー社長が提案、勝山織物工業協同組合から「織工賃の適正化に関する決議案」を同組合総田源理事が提案、勝山地区同盟は「雇用保険法の即時実現に関する決議案」を同盟の蒲生久子婦人部長が提案し、三決議案ともに割れんばかりの拍手で採択しまし

引き続き議長団から「繊維は地場産業、町ぐるみで危機突破」など六スローガンを提案、採択し、スローガン、決議文を持って陳情に上京する政府陳情団を紹介、会場から「がんばれ、たのむぞ」の声援が飛んでいました。

危機突破シュプレヒコールは同盟青年部員が音頭をとり、会場の経営者も労働者も手を高くあげ「危機突破」と氣勢をあげ、松村宇市商工会議所会頭が「町ぐるみでこの危機を乗り越えよう」と閉会のことをのべ、決起集会を終りました。

参加者は直ちに高野市長を先頭に市中行進に移り市民にアピールしました。

一方、市では国に対する陳情だけでもこの不況をどうすることも出来ないとして、民間外交による対策を考えています。

具体的には韓国や東南アジア

十二月十一日から一月十日までの一月間、「年末年始の交通安全県民運動」として広く県民総ぐるみの交通安全運動が繰り広げられています。特に年末年始には、クリスマス、忘年会、新年会などで酒を飲む機会も多くなると同時に、交通混雑、天候の悪化もあって交通事故が最も起きやすいシーズンです。市民ひとりひとりが交通ルールを守って明るい年末年始となるよう努力しましょう。

スローガン

▼飲酒運転等の無謀運転の絶滅

▼歩行者と自動車の事故防止

なぜ？ 絶えない飲酒運転

年末年始交通安全運動展開中

先頭に立ちます。先頭には立ってすすめていく。近く韓国の業者と話し合いたいと考えている」と話していました。これについて高野市長は「市が

十二月十一日から一月十日までの一月間、「年末年始の交通安全県民運動」として広く県民総ぐるみの交通安全運動が繰り広げられています。特に年末年始には、クリスマス、忘年会、新年会などで酒を飲む機会も多くなると同時に、交通混雑、天候の悪化もあって交通事故が最も起きやすいシーズンです。市民ひとりひとりが交通ルールを守って明るい年末年始となるよう努力しましょう。

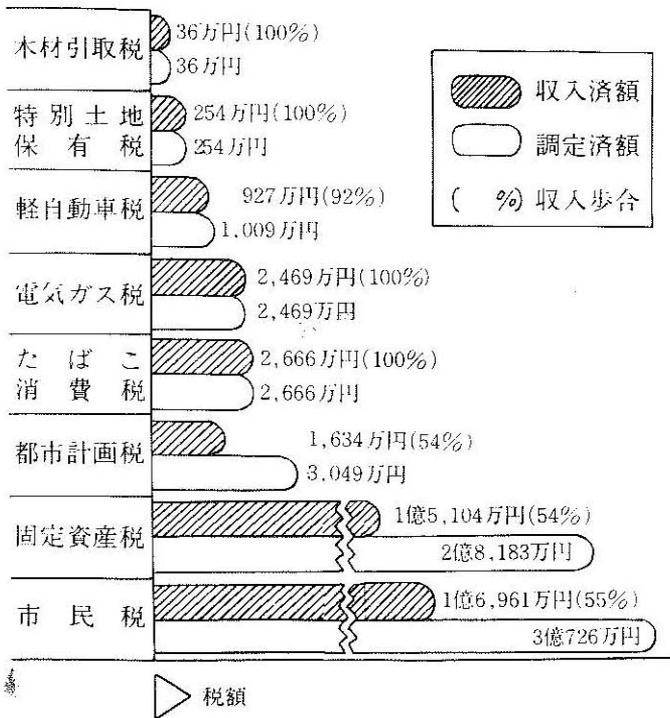
最近、歩行者と自転車の事故が増加しています。人間優先だからといって、現代のような道路事情のなかで車のほうは人、このような状態では無理といふものでしょう。歩行者はそれなりに交通ルールを守り、我が身が自身を守ることが心におき、無理な横断や並んで歩くことなどは絶対にやめたいものです。

特に夜間は、対向車のヘッドライトの光で歩いている人がよく見えない時が多く、これが事故の原因となっていることも少なくありません。おとしよりの夜間外出はなるべく控えるようにしましょう。やむを得ない時は家族が同行するといったことをしてください。

歩道、路側帯、歩道橋、横断歩道、信号機などを利用して安全な歩行に注意してください。自転車を利用する人は、左側を一列になって走ってください。特に右へ曲るときは危険ですから、右折の合図が、一時停止して後をよく確認してから曲ってください。これから路面が凍結することが多くなりますから、なるべく自転車に乗らないようにしてください。

また、傘さし運転は絶対やめましょう。

2表 49年度市税収入の状況 (49年9月末)



1表 49年度一般会計予算執行状況 (49年9月末)

科目	入			出			
	現予算額	収入額	収入歩合 (%)	現予算額	支出額	支出歩合 (%)	
市税	71,365	38,368	54	議会議費	4,261	1,986	47
地方譲与税	1,200	446	37	総務費	30,094	15,358	51
自動車取得税交付金	2,750	1,194	43	民生費	44,861	20,162	45
地方交付税	67,089	56,292	84	衛生費	7,043	2,762	39
交通安全対策特別交付金	350	-	-	労働費	1,739	538	31
分担金及び負担金	4,891	2,384	49	農林水産業費	29,247	5,954	20
使用料及び手数料	5,661	2,344	41	商工費	15,379	7,011	46
国庫支出金	33,221	5,630	17	土木費	44,302	13,341	30
県支出金	23,717	1,366	6	消防費	7,794	3,655	47
財産収入	5,403	3,747	69	教育費	57,681	14,870	26
寄附金	750	200	27	公債費	9,637	4,267	44
繰入金	14,804	-	-	前年度繰上金	15,120	15,120	100
諸収入	26,953	1,370	5	予備費	702	-	-
市債	11,130	-	-	諸支出金	1,987	-	-
繰越金	563	563	100				
歳入合計	269,847	113,904	42	歳出合計	269,847	105,024	39

この財政状況は、年二回定期的に公表して市民のみなさんに市の財政事情を正しく理解していただき「明るく豊かな住みよい町づくり」にご協力願うものです。今回は、昭和四十九年四月一日から九月三十日までの上半期について、予算執行状況、市税収入の状況、市債現在高、市有財産などを示します。

市の財政事情

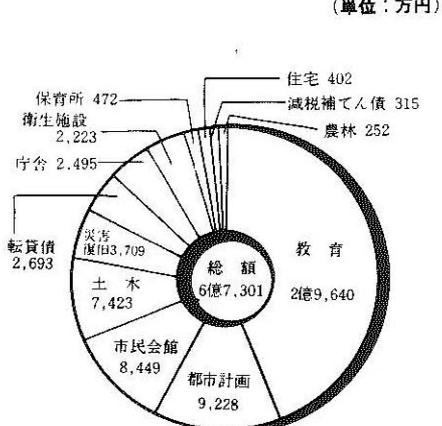
5表 特別会計公債の状況 (単位: 万円)

事業	現債額	借入先	利率
市有林造成事業	8,520	農林漁業金融公庫	3.5~5.0%
土地区画整理事業	9,253	公営企業金融公庫 福井銀行	7.5~8.05% 7.4~8.6%
簡易水道事業	3,808	資金運保部 簡易保険局	6.5~7.5%

4表 49年度特別会計予算執行状況 (単位: 万円)

事業	(予算額)	(収入済額)	(支出済額)
市有林造成事業	1,960万	382万	866万
簡易水道事業	6,780万	866万	2,211万
国民健康保険	3億4,011万	16,328万	11,243万
同鹿谷直営診療所	976万	341万	324万
土地区画整理事業	2億830万	6,061万	10,288万
農業共済事業	3,550万	2,100万	1,180万

3表 一般会計公債の状況 (単位: 万円)



7表 市有財産の状況 (49年9月末)

建物	81,607㎡
宅地	164,238㎡
山林、原野、その他	1,750ha
現金	3億2841万円
基金	3億5000万円
有価証券	306㎡
土地	231万円
有価証券	

6表 一時借入金の状況

借入先	金額 (万円)
一般会計	5000万円
簡易保険局	
土地区画整理事業	2000万円
簡易保険局	

除雪を妨害する

路上駐車車の取締り強化

流雪は決められた時間に

市は、このほど雪害対策会議を開き、今冬の雪害対策をまとめました。それによると、冬期間の交通確保に全力をあげるよう、早朝除雪を実施いたします。このため除雪に支障をきたす路上の不法駐車はきびしく取締るとともに、場合によっては検査することになります。また、屋根雪の後始末、流雪時の厳守などを決め、市民生活がスムーズに営めるよう、次の事柄を確実に守るよう市民のみなさんの協力をお願いします。

●除雪車の出動
市、県の除雪車両は、測候所の気象情報にあわせ早期除雪を図るため、午前四時頃から出動します。

●除雪妨害となる路上の不法駐車取締りを強化
勝山警察署は、除雪車や緊急車両の活動を妨害する路上の不法駐車を徹底的に取締ることにし、場合によっては検挙することもあります。

●市道 元町二丁目(宮地栄一郎宅前)から元町三丁目(電話局南側国道)まで
●市道 栄町一丁目(藤田ギフト店前)から村岡町滝波(検問所前)まで
●市道 村岡町寺尾(山口正宅前)から雁ヶ原駐車場まで
●市道 荒土町新保(県道交差点)から荒土町松田(荒土小学校前)まで
●市道 沢町二丁目(別田茂宅前)から長山町二丁目(長山給油所前)まで

●屋根雪の後始末の徹底
屋根雪おろしは、一時に行われることが多く、おろされた雪の量が多くなります。従って道路へおろした雪で交通に支障が出てきます。雪の後始末はその日のうちに手早く済ませてください。道路そのものの屋根には必ず雪止めをしてください。

●流雪時は必ず守ること
消防署は、冬期間の消防水利を確保するため、市街地の各水路の流雪時間を指定しています。時間帯の表示板は電柱に掲示してありますから必ず指定時間を守って、お互いに迷惑がかからないようにしてください。赤旗が立ったら流雪を禁止する合図です。流雪にあたっては、水づまりなど起きないように一度に大量の雪を投入することはしないでください。

●路面凍結の際は融雪剤を
冬期間寒波襲来によって路面が凍結し、非常に危険な場合が生じます。凍結による事故防止を図るため、県土木事務所では融雪剤を国・県道の要所要所に配備します。配備場所には表示があります(例えばバス停など)危険な状態の時は自由に散布してください。

市は、このほど雪害対策会議を開き、今冬の雪害対策をまとめました。それによると、冬期間の交通確保に全力をあげるよう、早朝除雪を実施いたします。このため除雪に支障をきたす路上の不法駐車はきびしく取締るとともに、場合によっては検査することになります。また、屋根雪の後始末、流雪時の厳守などを決め、市民生活がスムーズに営めるよう、次の事柄を確実に守るよう市民のみなさんの協力をお願いします。

●除雪車の出動
市、県の除雪車両は、測候所の気象情報にあわせ早期除雪を図るため、午前四時頃から出動します。

●除雪妨害となる路上の不法駐車取締りを強化
勝山警察署は、除雪車や緊急車両の活動を妨害する路上の不法駐車を徹底的に取締ることにし、場合によっては検挙することもあります。

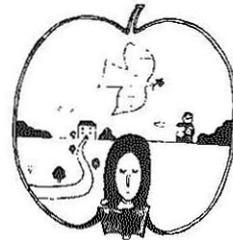
●市道 元町二丁目(宮地栄一郎宅前)から元町三丁目(電話局南側国道)まで
●市道 栄町一丁目(藤田ギフト店前)から村岡町滝波(検問所前)まで
●市道 村岡町寺尾(山口正宅前)から雁ヶ原駐車場まで
●市道 荒土町新保(県道交差点)から荒土町松田(荒土小学校前)まで
●市道 沢町二丁目(別田茂宅前)から長山町二丁目(長山給油所前)まで

●屋根雪の後始末の徹底
屋根雪おろしは、一時に行われることが多く、おろされた雪の量が多くなります。従って道路へおろした雪で交通に支障が出てきます。雪の後始末はその日のうちに手早く済ませてください。道路そのものの屋根には必ず雪止めをしてください。

●流雪時は必ず守ること
消防署は、冬期間の消防水利を確保するため、市街地の各水路の流雪時間を指定しています。時間帯の表示板は電柱に掲示してありますから必ず指定時間を守って、お互いに迷惑がかからないようにしてください。赤旗が立ったら流雪を禁止する合図です。流雪にあたっては、水づまりなど起きないように一度に大量の雪を投入することはしないでください。

●路面凍結の際は融雪剤を
冬期間寒波襲来によって路面が凍結し、非常に危険な場合が生じます。凍結による事故防止を図るため、県土木事務所では融雪剤を国・県道の要所要所に配備します。配備場所には表示があります(例えばバス停など)危険な状態の時は自由に散布してください。

月3万円を超えた分は 国保で負担



高額療養費支給制度来年1月から実施の予定

医療費の 自己負担

高額療養費支給制度とは

被保険者が医者にかかった場合、医療費の自己負担額が一月三万円を超えた時、その超えた分を国保で全部負担するという制度です。

国保の被保険者が病気やけがで医者にかかると一部負担金として医療費の三割を自分で負担して病院、診療所の窓口で支払うことになっていきます。

ところが病気がけがが重くて入院したり、治療が長引くと、この自己負担する分の支払いが思いのほかかさんで、家計を大きく圧迫するという場合が少なくありません。

例えば、むづかしい病気で医療費が三十万円かかれば、その三割分の九万円を被保険者が負担しなければならぬのですが、それが三万円の負担で済み、残りの六万円は国民健康保険が持つ訳です。

自己負担分がどれだけ高額になっても、三万円だけいい訳ですから、まさに画期的な給付改善といえます。

該当者月六十人

医療費総額月約一千万円

ただ、ここで注意いただきたいのは、国民健康保険の財政状態は決して楽ではないということなのです。

勝山市の国保で、現在この高額療養費に該当すると思われる一件十万円以上の医療費を支払っている方は月平均六十人、そ

国民健康保険では、来年一月から「高額療養費支給制度」を発足させる予定で準備をすすめています。この制度は、被保険者が医者にかかって自己負担額が一月三万円を超えた場合、その超えた分を国民健康保険が全部負担するという仕組みで、医療費による家計の圧迫を防ぐために行われる福祉施策です。いま、この制度を来年一月一日から実施する予定で、条例や予算案などを市議会で審議中です。可決されれば、重病、難病者にとってまたとない福音です。

一人の被保険者が月のうちにA病院にかかって四万円支払い、B病院で三万円支払った場合、A病院の分については一万円の高額療養費が支給され、B病院の分は三万円を超えていないので高額療養費は支給されません。

このように状態のなかで、あえて高額療養費の支給という給付改善に踏み切ったのは、高額な医療費支出に苦しむ被保険者の負担を軽くし、安心して治療に専念出来ることをねらいとしています。

加入者のみなさんは常に医療費に関心を持っていただき、ハシゴ診療などではないよう医療費節約にご協力くださるようお願いいたします。

この制度の条例や予算案などはいま市議会で審議中ですが、可決されれば来年一月一日よりスタートします。

細かい取扱いについては(1)期間の計算

高額療養費は、被保険者が一月か月に支払った医療費を合計して支給額を算定します。その一月か月とは、暦月つまり一日から月末までをい、例えば、十月十五日から十一月十四日まで医療者にかかって、五万円支払ったとしても、十月一日から十月四日まで二万円支払った場合は

(1)期間の計算

この月も三万円を超えていないので高額療養費は支給されないことになり。これが一日から月末まで、その月のうちに五万円支払ったときは、三万円を超えた二万円については、後日高額療養費が支給されます。

この月も三万円を超えていないので高額療養費は支給されないことになり。これが一日から月末まで、その月のうちに五万円支払ったときは、三万円を超えた二万円については、後日高額療養費が支給されます。

この月も三万円を超えていないので高額療養費は支給されないことになり。これが一日から月末まで、その月のうちに五万円支払ったときは、三万円を超えた二万円については、後日高額療養費が支給されます。

(2)医療機関ごとの計算

一人の被保険者が月のうちにA病院にかかって四万円支払い、B病院で三万円支払った場合、A病院の分については一万円の高額療養費が支給され、B病院の分は三万円を超えていないので高額療養費は支給されません。

このように状態のなかで、あえて高額療養費の支給という給付改善に踏み切ったのは、高額な医療費支出に苦しむ被保険者の負担を軽くし、安心して治療に専念出来ることをねらいとしています。

加入者のみなさんは常に医療費に関心を持っていただき、ハシゴ診療などではないよう医療費節約にご協力くださるようお願いいたします。

この制度の条例や予算案などはいま市議会で審議中ですが、可決されれば来年一月一日よりスタートします。

細かい取扱いについては(1)期間の計算

(1)期間の計算

高額療養費は、被保険者が一月か月に支払った医療費を合計して支給額を算定します。その一月か月とは、暦月つまり一日から月末までをい、例えば、十月十五日から十一月十四日まで医療者にかかって、五万円支払ったとしても、十月一日から十月四日まで二万円支払った場合は

この月も三万円を超えていないので高額療養費は支給されないことになり。これが一日から月末まで、その月のうちに五万円支払ったときは、三万円を超えた二万円については、後日高額療養費が支給されます。

同じ病院で同一疾病の診療を受ける場合でも、入院と通院がある場合は別扱いになり支払った医療費は合算されません。対象は保険診療分だけ

(4)入院と通院は別扱い

特別室を使用したときの差額ベッド料や、歯科の貴金属や陶材を使用したときなどの差額診療は、保険で認められていない

特別室を使用したときの差額ベッド料や、歯科の貴金属や陶材を使用したときなどの差額診療は、保険で認められていない

特別室を使用したときの差額ベッド料や、歯科の貴金属や陶材を使用したときなどの差額診療は、保険で認められていない

特別室を使用したときの差額ベッド料や、歯科の貴金属や陶材を使用したときなどの差額診療は、保険で認められていない

特別室を使用したときの差額ベッド料や、歯科の貴金属や陶材を使用したときなどの差額診療は、保険で認められていない

(5)申請書は保健衛生課に

高額療養費は、被保険者の申請によって、国保から払戻する仕組みになっています。申請書の用紙は、市役所保健衛生課にあります。

高額療養費は、被保険者の申請によって、国保から払戻する仕組みになっています。申請書の用紙は、市役所保健衛生課にあります。

高額療養費は、医者から市の国保へ提出された医療費の明細書によって算定し、支払うことになっているため、実際に被保険者に支払われるのは、療養を受けた月から、二か月から三か月ほど後になります。

(6)老人医療とは今までどおり

高額療養費の制度が実施されても、老人医療費の支給など公費負担医療については、医者の窓口での取扱いは今までと同じです。

高額療養費の制度が実施されても、老人医療費の支給など公費負担医療については、医者の窓口での取扱いは今までと同じです。

高額療養費の制度が実施されても、老人医療費の支給など公費負担医療については、医者の窓口での取扱いは今までと同じです。

高額療養費の制度が実施されても、老人医療費の支給など公費負担医療については、医者の窓口での取扱いは今までと同じです。

高額療養費の制度が実施されても、老人医療費の支給など公費負担医療については、医者の窓口での取扱いは今までと同じです。

(7)支払いは一三万円あとの

高額療養費は、被保険者の申請によって、国保から払戻する仕組みになっています。申請書の用紙は、市役所保健衛生課にあります。

高額療養費は、被保険者の申請によって、国保から払戻する仕組みになっています。申請書の用紙は、市役所保健衛生課にあります。



人権問題 シリーズ(2)



人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

人権を侵害されたとき黙って我慢することは、人権を侵害する人の行為を認めることになるばかりでなく、自己の人間としての権利を自ら棄ててしまうことになり。それだけでなく、他の人の人権も侵害されるようになります。

郵便貯金通帳の盗難がふえている

毎年、年末年始にかけて郵便貯金通帳などが盗まれ、預金者の知らないうちに払い戻しされるという事件が多く発生しています。

毎年、年末年始にかけて郵便貯金通帳などが盗まれ、預金者の知らないうちに払い戻しされるという事件が多く発生しています。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

力などによって受けた損害の賠償に関する紛争、離婚や認知など家庭に関する紛争などがありますが、話し合いで解決できないときは、裁判によって解決する場合があります。

法律扶助制度を利用

私たちの生活には、土地や建物をめぐる紛争、交通事故や暴

私たちの生活には、土地や建物をめぐる紛争、交通事故や暴

石油危機によるモノ不足から始まった昭和四十九年。とまることを知らない諸物価の値上りと未曾有の繊維不況、不景気とインフレが共存したのは初めてだとか、このように揺れ動く日本列島の経済渦のなかで私たちの勝山市は、市制二十周年の記念すべき年を迎えました。

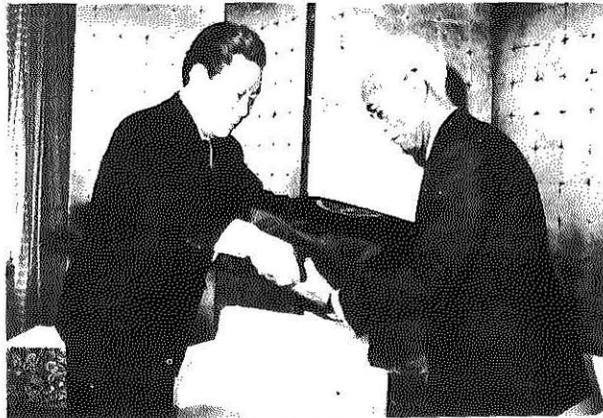
市は総需要抑制、物価高騰の悪条件にもめげず健全財政を堅持、財政再建計画を一年短縮いたしました。一方、誰もが住みなくなる町づくりをすすめるために、生活環境の整備、社会福祉の向上、教育施設の整備、産業の振興に力を注いでまいりました。

しかし、国の内外では、ニクソン米大統領の失脚、田中内閣が金融事件で倒壊するなど、めまぐるしく移り変わる社会情勢のなかで、ことしもあとわずかです。私たちが町の出来事を「広報」が選んだ10大ニュース」としてまとめました。

- ① 市制施行二十周年を祝（8月）
- ② 教育福祉センター建設基金に多田さん、三億五千万円の巨額を寄付（3月）
- ③ 未曾有の繊維不況
- ④ 六代目市長に高野春三氏再選（9月）
- ⑤ 市長選挙に七市では初めての選挙公報を発行（9月）
- ⑥ 京福電鉄越前本線勝山 大野間を廃線（8月）
- ⑦ 中学校統合計画完了、南部中学校開校（11月）
- ⑧ 市長選挙第一巻「風俗と歴史」発刊（11月）
- ⑨ 第五回日本都市青年会議勝山大会開催（7月）
- ⑩ 第五回日本ソフトボール大会大会勝山市で開催（7月）

1974

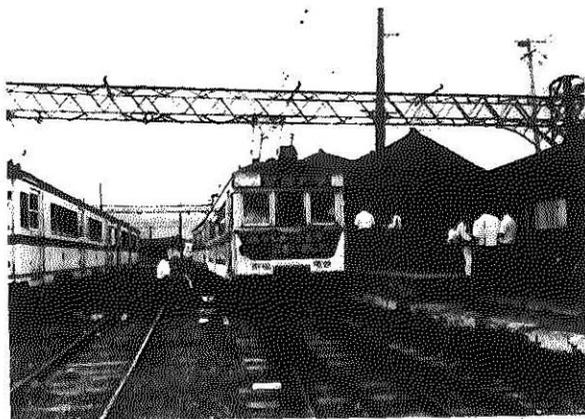
広報が選んだ10大ニュース 勝山



②教育福祉センターの建設基金、3億5千万円を手渡す多田清相互タクシー社長（市長公室で3月15日）



④六代目市長に当選した高野春三氏は、雨の中市職員の拍手で迎えられ初登庁（九月二十七日市役所前で）



⑥京福越前本線の勝山一大野間が廃線、60年の歴史に幕、サヨサラ電車はなごりを惜しむ市民をいっぱい乗せて勝山駅を発車した（8月12日）

⑩市制20周年を記念して開かれた第18回中日本ソフトボール大会開会式で中部9県32チームの精鋭（7月21日長山公園グラウンドで）



①「私たち」を迎えた勝山市を祝う記念式典（市民会館大ホールで八月十五日）

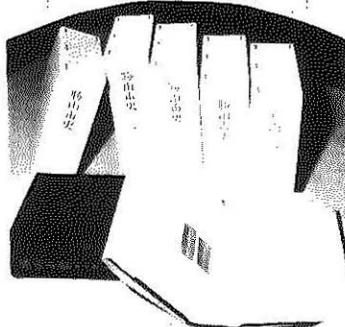


③未曾有の繊維不況で大打撃の勝山市は、この危機を乗り切ろうと市が先頭になり決起集会を開いたムシロ旗も登場して氣勢をあげる市民（12月1日市役所前広場で）



⑤市長選挙で県下七市では初めて選挙公報を発行、有権者から喜ばれた

⑧編さんを急いでいた市史の第一巻「風俗と歴史」が完成した。（11月）



⑦中学校統合計画は南部中学校の開校により完了した、南部中学校の新しい体育館での開校式（四月一日）



⑨大都市で開かれて来た日本都市青年会議が「3万2千の小都市で開くのは初めて。全国42都市から380余人が参加、連日熱意あふれる討議を繰り広げた。分科会スナップ（5月4日ケーティ厚生会館で）



積雪地の施設園芸

目指す新しい野菜づくり

意欲を燃やす5人

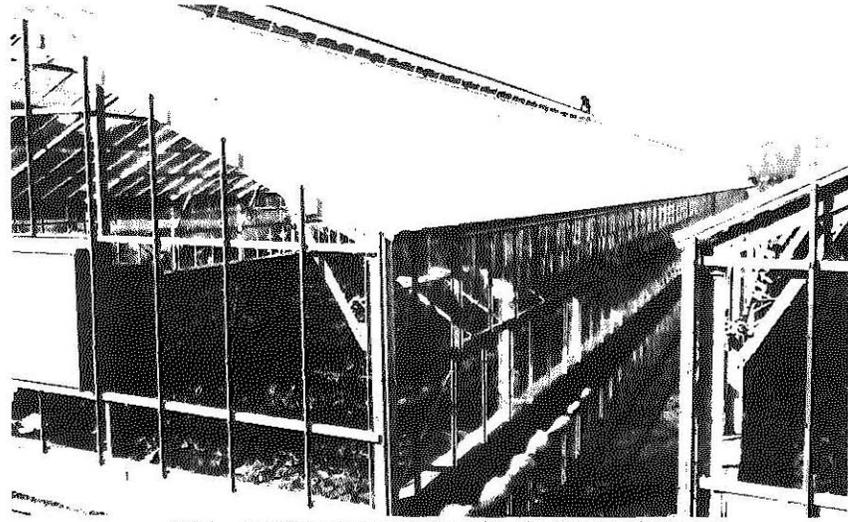
冬も野菜づくりができるガラスハウスが若猪野にお目見え、積雪地での施設園芸が果敢では初めて始められ、来春二月には新鮮な野菜を出荷しようという張り切っています。

このガラスハウスを建てたのは、若猪野の農業中村利夫さん(西)を組合長に、長谷川弘さん(北)、酒井義一さん(南)、斉藤勇さん(東)、長谷川勝三さん(西)の五人。去る八月に若猪野施設園芸組合を結成、総事業費一億六千二百九十万円(うち国

が五割、県が一割補助)で一ヘクタールの土地に縦七十、横十一の鉄骨ガラス張りハウス十一棟を建設し、キュウリ、トマト、メロン、イチゴのほか、冬期はミズナやシュンギクなどを栽培、年取一人当たり六百万円をめざしています。

総需要抑制もあって、工事は少し遅れていますが、すでにガラスハウス十棟も出来上りました。

積雪地での施設園芸は無理と



出来上がったガラスハウスにはミズナの苗も種付けられた(若猪野で)

いわれているだけに、雪対策に細心の注意を払い、屋根雪を溶かすには、二か所に掘った井戸からくみ上げる豊富な地下水をポンプで屋根にあげ、ノズルで噴射させるほか、ハウス内の室温も最低十五度に保つよう温風装置も取り付け融雪力を倍にすることにしています。

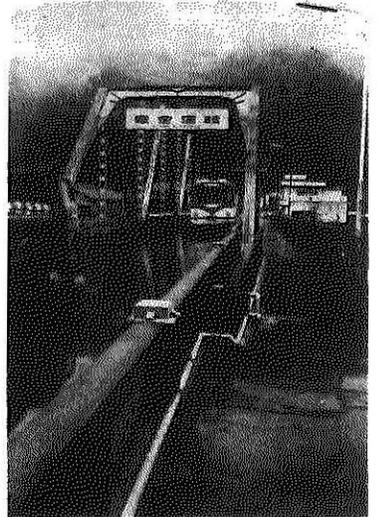
また、屋根から落ちた雪も約百リ離れた勝山用水から直径三十センチのパイプで水を引き、三の落差を利用して押し流すという独特の方法がとられています。

若猪野地区は市内でも有数の生鮮野菜の供給地として市民に知られていますが、これまでは露地栽培が主で、冬期間は雪のため野菜づくりが出来ず、かといって雪溶けと同時に始まる作業の準備のため家を離れて働くことも出来ないので、冬でも野菜がつくれたいと話し合い、施設園芸の構想を練って来ました。

県などでは豪雪地帯の施設園芸は無理とのことだったが、独自の融雪方法の採用で事業認可がおりたそうです。

いま組合では、ミズナやシュンギクの植え付けを急いでおり中村組合長は、この冬が大きなヤマ場、当初の計画どおりに行かなかつたが、豊富な地下水と温風による室温を保って冬を感じたいと話しています。

この施設園芸が成功すると勝山の農家にとって新しい道がひらくというところで寄せられる期待は大きい。



テストも上々の融雪装置(勝山橋)

勝山駅—勝山橋—本町交差点 スリップ もう大丈夫 融雪装置完成

橋りょうでは県下初

勝山土木事務所は、冬のスリップ事故や交通渋滞を解消するため、県道勝山停車場線の京福電鉄勝山駅—九頭竜川にかかった勝山橋—本町西環状線十字路の区間五百七十一メートルに、総工費約四千万円をかけて融雪装置

を完成させました。このほど試運転を行い結果は上々。これ以降雪と凍結に対する備えは十分となり、関係者から喜ばれています。橋りょうの融雪装置は県下で初めてその威力が期待されています。

この装置で利用者はとても便利になり安心して渡れるので大変喜ばれています。

テレビを見るときは画面からの距離、部屋の明るさ、時間など家庭で親はもっと気をつけてほしいものです。近視は早いうちに遠望訓練などで治すことも

三百三十三の勝山橋には、橋の下に通した鉄管から、車道・歩道別に取り付けられた融雪パイプに地下水が送られ、そこから傾斜をつけた路面に散水され降雪をとかし、凍結を防ぐように工夫されています。

また、勝山橋をはさむ道路二三百三十八には、道路中央の深さ六十センチに直径五センチのビニールパイプを埋め込み、約五十二間隔にノズルで散水できるようにしてあります。

融雪用の水は、井戸を二つ掘り毎分四リットル確保できるということです。しかも自動装置が働き、雪が降り始めた時と温度が零度近くまで下がった時に散水が開始できるようになっています。融雪だけでなく、橋の凍結防止にも完璧という事です。

市教育委員会は、十一月十四日成器西小学校を皮切りに市内十小学校の来春入学予定児童の健康検診を行いました。来春の入学予定者は十校で四百四十二人(男二百十六人、女二百二十六人)検診の結果、体位は標準より良く、肥満児が増えつつあるということです。

しかし、最近の傾向として近視の児童が年々増えていることは見逃せないものがあります。これはテレビの見過ぎ? ではないかと市教委では心配しています。

もうすぐ一年生 健康検診終る テレビの見過ぎか? 近視が多い

出来るので眼科の医師と相談することも一つの方法ではないでしょうか。

また、食生活が豊かになったことと子どもの遊びの範囲が狭まったことなどから肥満児が多くなっています。食生活と運動のバランスをよく考えることも大切です。入学すると給食を受けることになり、好き嫌いも早く治すようにしてください。

社会教育に新威力

カラービデオを寄付

猪野瀬公民館へ 京都の野辺さん

「社会教育に役立ててほしい」と、このほど、京都市左京区北白川、大阪製鋼会社社長・野辺市次郎さん(60)が猪野瀬公民館へカラービデオ装置

「両親が勝山でお世話になりました」

野辺さんは滋賀県八日市市

生れて、六歳の時、近所に住んでいたドイツ人音楽教師が帰国した際、いっしょに渡航、ドイツの鋼管会社で働き技術を習得され、明治三十年に帰国、現在の会社を創設されました。

に譲られ会長をしておられます。

「これまでにあったのはみなさんのおかげです。昔、両親が勝山でお世話になったこと

もあるのです。そのお礼です」と野辺さんは話しておられます。

ていて、撮影と録画、再生が全部出来る優れた装置です。

伊藤明夫同館長は「公民館でカラービデオ装置があるのは県下ではうちの



と話しています。(写真は野辺さんから贈られたビデオ装置)

館だけでしよう。野辺さんのご好意にむくいるよう、社会教育活動に役立てていきます」

市民総合相談

- 情 問題 故 題
- 苦 問 事 問
- 政 権 通 書
- 行 人 交 公



1月は16日(木)です 市民会館へおいでください

幼稚園児

募集します

申し込み1月6日から1月20日まで

市教育委員会は、昭和五十年年度市立幼稚園の入園申し込みを一月六日から一月二十日まで受付いたします。入園を希望する幼児がある方は早目に申し込んでください。

【対象児】
小学校入学前一年の幼児
ただし、定員に満たない時は、入学前二か年ないし三か年の幼児も対象となります。

【入園・退園の許可】
幼児の入園・退園は幼稚園長が許可します。

【通園区及び申し込み幼稚園】
平泉寺町、村岡町、野向町、北郷町、鹿谷町の方は、それぞれ小学校学区内にある幼稚園。ただし、北谷町、遅羽町の方は希望する幼稚園。

【成器南小学校学区及び小学校自由区】
成器南小学校学区及び小学校自由区。
成器西幼稚園区
元町一丁目（小学校自由区を除く）本町一丁目・二丁目・三丁目・栄町一丁目・二丁目・三丁目・四丁目・五丁目（旧村岡町を除く）、沢町一丁目

【成器北幼稚園区】
昭和町一丁目・二丁目・三丁目（小学校自由区を除く）、沢町二丁目、芳野町一丁目・二丁目（旧郡区を除く）

【申込み期日と注意】
期日は一月六日から一月二十日までです。入園願いの用紙は各幼稚園にあります。用紙の各記入欄は正確に書き入れ、印鑑を押して幼稚園へ申し込んでください。

【市街区は三幼稚園区分け成器南幼稚園区】
【申込み期日と注意】
期日は一月六日から一月二十日までです。入園願いの用紙は各幼稚園にあります。用紙の各記入欄は正確に書き入れ、印鑑を押して幼稚園へ申し込んでください。

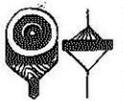
【成器南幼稚園区】
【申込み期日と注意】
期日は一月六日から一月二十日までです。入園願いの用紙は各幼稚園にあります。用紙の各記入欄は正確に書き入れ、印鑑を押して幼稚園へ申し込んでください。



494人が成人

成人式は1月15日に

来年1月15日、494人の新成人が誕生します。成人される人たちは男241人、女253人で、市制が施行された昭和29年生まれです。市は、新成人の門出を祝福するため、来年1月15日（成人の日）に市民会館において、盛大に成人式を挙行政いたします。新成人はなるべく質素にして出席してください。



保育所入所について

申し込みは1月31日まで

四月からお子さんを市立保育所へ入れたいと希望される方は一月三十一日までに、市役所福祉事務所へ申し出てください。保育所へ入所できる基準は、つぎのとおりですが、いづれもその家庭の母親以外の人が子どもを保育できる場合は、除かれます。

(一) 母親が長期入院などの理由で死亡した場合。
(二) 母親が病気・出産などのために子どもの保育が出来ない場合。
(三) 母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その子どもの保育が出来ない場合。
(四) 母親が昼間家庭で子どもと居るが、日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、保育所へ入所できない場合。

その子どもの保育が出来ない場合、ただし、父親がその仕事に従事して、かつ、そのための使用人がいる家庭は除かれます。

死亡、長期入院などの理由で母親がいけない場合。
母親が病気・出産などのために子どもの保育が出来ない場合。
母親が昼間家庭の外で仕事をすることが普通なので、その子どもの保育が出来ない場合。
ただし、定員に余裕のある場合は、この限りではありません。（ただし、定員に余裕のある場合は、この限りではありません。）

入所申請書は福祉事務所にあります。

新有権者感想文募集

新有権者として、社会人として選挙を通して考え、感じたことを要約し発表することにより政治意識の向上と選挙行動に対する自覚を深めることをねらいとして感想文を募集します。

●内容と課題
最近の選挙、あるいは「成人の日」を迎え、新有権者または社会人として地方自治や国政への参加について自分自身で経験もしくは考えたり感じたりしたこと、課題はその内容にふさわしいものとします。

●枚数 千六百字以内（四百字以内）
●原稿用紙 四枚以内
●応募資格 昭和二十九年一月一日から昭和三十年十二月三十一日までの間

●提出先 福井市大手三丁目十七番一号 福井県庁内 福井県選挙管理委員会
●賞状、副賞 銅の三賞、各一点に賞状、副賞
●中央審査 県審査で選ばれた優秀作二点を中央審査に付します。
●最優秀一点、入賞九点、佳作若干、最優秀・入賞には自治大臣、佳作には明るい選挙推進協議会長の賞状と次の副賞が贈られます。
●最優秀 三万円相当の図書券
●入賞 一万円
●佳作 記念品

●締切期日 昭和五十年一月三十一日（当日消印有効）
●提出先 福井市大手三丁目十七番一号 福井県庁内 福井県選挙管理委員会
●賞状、副賞 銅の三賞、各一点に賞状、副賞
●中央審査 県審査で選ばれた優秀作二点を中央審査に付します。
●最優秀一点、入賞九点、佳作若干、最優秀・入賞には自治大臣、佳作には明るい選挙推進協議会長の賞状と次の副賞が贈られます。
●最優秀 三万円相当の図書券
●入賞 一万円
●佳作 記念品

給与支払報告書の提出は1月31日まで

昭和四十九年一月一日から十二月三十一日までの間に、次に該当される方は、必ず提出してください。

●雇い人に、給料、賃金等を支払った事業主。
●青色事業専従者給与を支払った事業主。

給与支払報告書用紙のたりない方、記載方法がわからない方は、市役所税務課市民係へご連絡ください。

家屋を取り壊した方は早く届出てください

固定資産（家屋）は、毎年一月一日現在で所有者に対して課税することになっております。そこで昭和四十九年中に家屋（住宅、店舗、工場、倉庫、物置など）の全部、または一部を取り壊された方で、まだ届出をされておられない方は、一月二十五日までに市役所税務課固定資産係へ届出てください。

旅館業者のみなさんへ

このたび政令により、水質汚濁防止法施行令が一部改正され、旅館（ホテル、旅館、簡易宿泊所）のちゅう房施設、洗たく施設および入浴施設が特定施設に追加され、その施設を設置している者は届出が義務づけられました。この法律は十二月一日から施行されていますので、旅館関係の方は次の要領で使用届出書を提出してください。

●特定施設設置（使用）届出書

タバコは市内で

提出場所 勝山市総務課生活環境係

雪おろし

雪おろし
でんわ

年末・年始の業務あんない

市民課
十二月三十日・一月四日（午前中は、平常どおり窓口業務を取扱います）
三十一日から一月三日までは休みですが、死亡届は当直の係員が受け付けます。

税務課
十二月三十日は、市税の領収事務を取扱います。
その他
一般業務は、十二月三十日から一月四日まで休みます。

火事・救急は119番

おきますと多くの電話が故障になり、みなさんに迷惑をかけることとなりますのでご協力願います。
勝山電報電話局